

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 ……	福利・給与課	1頁
○ 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ……	福利・給与課	2頁
○ 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例 ……	社会教育・文化財保護課	3頁

お 知 ら せ

令和元年7月2日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三号

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第二項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「職員」とは、県立の高等学校及び特別支援学校並びに市町（一部事務組合を含む）立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）、学校栄養職員、事務職員、技術職員及びその他の職員のうち、法第二十二条の二第二項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。

(報酬の額)

第三条 職員の報酬は、日額、時間額又は月額で定める。

2 日額で定める報酬の額は、別表の上欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報酬の上限額を二十一で除して得た額の範囲内において、三重県教育委員会（以下この条において「県委員会」という。）が定める。

3 時間額で定める報酬の額は、別表の上欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報酬の上限額を二十一で除し、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第四条第二項に規定する一日当たりの勤務時間で除して得た額の範囲内において、県委員会が定める。

4 月額で定める報酬の額は、別表の上欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報酬の上限額の範囲内において、県委員会が定める。

5 前三項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難い職にある者の報酬の額は、県委員会が三重県人事委員会（次項において「人事委員会」という。）と協議して、予算の範囲内で別に定める。

6 前各項に規定するもののほか、職員には、給与条例に規定する地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外

勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則をいう。以下同じ。）で定めるところにより支給する。

7 前各項に規定するもののほか、報酬の額に関し必要な事項は、規則で定める。

（報酬の支給）

第四条 職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。

2 前項に規定するもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（費用弁償）

第五条 職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額及び支給方法は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百三十を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（実施に関し必要な事項）

第七条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

職員の種別	報酬の上限額
一 高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	給与条例第九条第一項第一号に規定する高等学校等教育職給料表一級の最高号給の額
二 小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員	給与条例第九条第一項第二号に規定する中学校・小学校教育職給料表一級の最高号給の額
三 小学校、中学校等に勤務する学校栄養職員	給与条例第九条第一項第三号に規定する学校栄養職員給料表一級の最高号給の額
四 前三号に掲げる職員以外の職員	給与条例第九条第一項第四号に規定する行政職給料表一級の最高号給の額

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第八号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十年三重県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において非常勤職員（以下「職員」という。）とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その他前号に準ずる者</p> <p>(報酬)</p> <p>第三条 職員には報酬を支給し、その額は、<u>常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、三重県教育委員会（次条第二項及び第五条において「県委員会」という。）が定める。</u></p> <p>2 報酬は、<u>常勤の職員の給料の支給方法に準じて支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 費用弁償の額は、<u>常勤の職員の旅費の額に準じて県委員会</u>が定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>県委員会</u>が定める。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第四項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の三第一項の規定に基づき、公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において非常勤職員（以下「職員」という。）とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 非常勤の講師及び助手</p> <p>三 その他前二号に準ずる者</p> <p>(報酬)</p> <p>第三条 職員には報酬として手当を支給し、その額は、<u>常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>2 手当は、<u>常勤の職員の給料の支給方法に準じて支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 費用弁償の額は、<u>常勤の職員の旅費の額に準じて任命権者が定める。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>任命権者が定める。</u></p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

三重県総合博物館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第九号

三重県総合博物館条例の一部を改正する条例

三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(開館時間等)</p> <p>第十四条 博物館の開館時間(次項において「開館時間」という。)は、午前九時から午後五時までとする。ただし、入館できる時間(次項において「入館時間」という。)は、午後四時三十分までとする。</p> <p>2 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間及び入館時間を変更することができる。</p> <p>(観覧料)</p> <p>第二十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第一に定める額の観覧料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第二十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一・別表第二 (略)</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第十四条 博物館の開館時間(第三項において「開館時間」という。)は、午前九時から午後七時までとする。ただし、入館できる時間(第三項において「入館時間」という。)は、午後六時三十分までとする。</p> <p>2 施設等を利用することができる時間(次項において「利用時間」という。)は、別表第一のとおりとする。</p> <p>3 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間、入館時間及び利用時間を変更することができる。</p> <p>(観覧料)</p> <p>第二十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第二に定める額の観覧料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第二十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第三に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一(第十四条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">利 用 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本展示室 企画展示室 交流展示室</td> <td>午前九時から午後五時まで</td> </tr> <tr> <td>交流活動室 ことども体験展示室 実習室 資料観覧室 三重の実物ム 講座 レクチャー ルーム レファレンスカウンター</td> <td>午前九時から午後七時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第二・別表第三 (略)</p>	区 分	利 用 時 間	基本展示室 企画展示室 交流展示室	午前九時から午後五時まで	交流活動室 ことども体験展示室 実習室 資料観覧室 三重の実物ム 講座 レクチャー ルーム レファレンスカウンター	午前九時から午後七時まで
区 分	利 用 時 間						
基本展示室 企画展示室 交流展示室	午前九時から午後五時まで						
交流活動室 ことども体験展示室 実習室 資料観覧室 三重の実物ム 講座 レクチャー ルーム レファレンスカウンター	午前九時から午後七時まで						

附 則

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に三重県総合博物館条例第十九条の許可を受けたものについては、なお従前の例による。